

5. 選考基準について

修学困難な世帯の状況を見るために次のように区分を2つに分けています。

区分のうち該当するいずれかに☑してください。

区分1：国・市区町村が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があったものを支援対象として実施する公的支援の提出があること。または、事由発生後の所得を証明する書類を基に2019年の所得と比較し、50%以下であること。

区分2：事由発生後の所得を証明する書類を基に2019年の所得と比較し、80%以下であること。

6. 申請書類等について

①【区分1】【区分2】いずれも提出してください。

世帯収入(父母等)として、市区町村発行による「2019年(1月～12月)の課税もしくは非課税証明書」

世帯における家計支持者(父母等)の2019年分年収・所得

A主たる家計支持者(扶養者もしくは収入が最も多い者) 氏名	(非)課税証明書における、給与収入金額
	給与所得 [円]
続柄 ()	(非)課税証明書における、所得金額
	給与所得以外 [円]
Bその他の家計支持者 氏名	(非)課税証明書における、給与収入金額
	給与所得 [円]
続柄 ()	(非)課税証明書における、所得金額
	給与所得以外 [円]

「(非)課税証明書」(2019年1月1日～12月31日の内容が証明されているもの)を添付してください。

- ・ 課税・非課税証明書等、添付書類の余白に必ず学籍番号と氏名を記入してください。
- ・ 世帯収入として、父母等分を提出してもらいますが、A・Bいずれか金額の高い方で審査いたします。
- ・ 専業主婦(夫)など無収入の場合も、必ず「非課税証明書」を提出してください。
- ・ 給与所得と給与所得以外は基準となる金額が違うので分けて選考いたします。

課税証明書とは、各年の1月1日～12月31日の、1年間の所得に対する住民税額を証明するものです。所得金額も同時に記載されるため、「所得証明書」あるいは、「収入証明書」と呼ばれることもあります。その年の住民税の課税額は、前年の所得をもとにして6月に決定されます。お住いの地方公共団体(市区町村等)で取得できます。(1通300円程度)

②【区分1の場合】(a,bのどちらか)

a. 国・市区町村が、新型コロナウイルス感染症拡大防止による収入減少があったものを支援対象として実施する公的支援の証明の写し。

(例) 緊急小口資金、厚生年金保険料・労働保険料の納付猶予、国税地方税の納付猶予の証明など。)

b. 主たる家計支持者の事由発生後所得(給与明細等)を証明する書類(写し)を基に2019年の所得と比較し50%以下であることが証明できるもの。(例えば、直近1カ月分の所得を12倍するなどにより算出し、2019年の所得と比較し、50%以下であることを確認します。)

③【区分2の場合】

主たる家計支持者の事由発生後所得(給与明細等)を証明する書類(写し)を基に2019年の所得と比較し80%以下であることが証明できるもの。(例えば、直近1カ月分の所得を12倍するなどにより算出し、2019年の所得と比較し、80%以下であることを確認します。)